

倒産手続におけるプライオリティの変遷と展望

——商取引債権を含めたプライオリティ体系の構築をふまえて——

杉 本 純 子

- 1、はじめに
- 2、各手続における各種債権の改正経緯と現状
- 3、現代における理想的なプライオリティ体系
- 4、倒産法改正案提言試論
- 5、おわりに

1、はじめに

倒産手続は、債権者平等の原則が尊重される手続だといわれる。債権者平等の原則とは、すなわち、同質の債権に

については平等の効力をもって並存し、互いに他の債権に優越することがないことを意味する。⁽¹⁾ 倒産手続においては、倒産手続開始前の原因に基づいて生じた債権は原則的に倒産債権となり、倒産債権は各手続の中で平等に配当ないし弁済を受ける。厳格に債権者平等の原則を貫くのであれば、同質の債権間に優劣はないのであるから、倒産法上の別除権や倒産手続開始決定後の手続費用等の請求権等（公益性ある財団債権）を除くその他の倒産債権は、すべて債務者財産から平等に按分して配当ないし弁済を受けることとなるはずである。しかし、我が国の倒産手続は、形式的債権者平等原則を貫徹するのではなく、債権者間の公正・衡平の観点から、一定の倒産債権に優先権を与え、倒産債権に優先順位（プライオリティ）を設けて実質的な債権者平等の実現を目指している。また、公正・衡平の観点とは異なるものの、租税債権や労働債権には、政策的観点から優先権が与えられ、優先的に取り扱われている。優先権が与えられる倒産債権が多くなればなるほど、その他の倒産債権への配当・弁済は減少していく。つまり、優先権は一般の倒産債権者の負担の下に与えられているのである。したがって、倒産手続における債権のプライオリティの問題は、形式的債権者平等原則と実質的債権者平等原則の要請をいかに調和させるかという問題につながっていくと言えよう。⁽²⁾

倒産手続における理想的なプライオリティの構築は、倒産法の立法論上、解釈論上の重要な課題である。そして、このプライオリティは、時代とともに変わり、また倒産手続の種類によって変わる。各手続は達成しようとする目的に従って独自のプライオリティを持ち、これらは時代と社会の変遷とともに常に修正を加えながら、より良い体系へと改変されていかなければならない。⁽³⁾

平成一六年破産法改正から七年経った現在、各手続のプライオリティ体系は、改変検討の時期を迎えていると思われる。特に、昨今、会社更生手続等において多額の優先弁済がなされている商取引債権⁽⁴⁾について、そのプライオリ

ティ体系における位置付けを明確にする必要が生じてきている。また、新破産法で大きく改正された租税債権や労働債権についても、改正後の現状を確認し、問題点の抽出を図る必要があるのではないか。

本稿では、主に租税債権・労働債権・商取引債権について、プライオリティに関するこれまでの改正の経緯と現状を整理したうえで、現在社会におけるこれらの債権の理想的なプライオリティ体系を検討してみたいと思う。そして、その体系を実現するために必要な立法措置について若干の試論を行いたい。

2、各手続における各種債権の改正経緯と現状

(1) 租税債権

① 破産手続

旧破産法において、破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権^⑤は全て財団債権とされていたが、平成一六年破産法改正において、その財団債権の範囲が、破産手続開始当時まだ納期限の到来していないもの、あるいは納期限から一年を経過していないものに限定され、その他の租税等の請求権は優先的破産債権とされた^⑥（破一四八条一項三号）。破産手続における租税債権の優先的取扱いについては従来から批判が多かったところであるが、この改正によって、破産手続においては租税債権のプライオリティが一部下げられたこととなった。しかし、優先的破産債権間の優先順位は、実体法の順序によるとされているため、租税債権はその他の優先的破産債権に優先するとされる^⑦（破九八条二項^⑧、国税徴収法八条、地方税法一四条、民三〇八条）。また、破産手続開始前に破産財団に属する財産に対して

既に開始していた滞納処分については、手続開始決定後も続行することが認められている（破四三条二項）。

加えて、租税債権については、その徴収権限を有する者に対してした担保供与、債務消滅に関する行為に対して否認権の行使が排除されている（破一六三条三項）。そのため、優先的破産債権となる租税等の請求権について、破産手続開始決定直前に多額の回収や担保提供がなされた場合等でも否認権を行使することはできず、その意味においても、他の破産債権よりも租税債権が優先的に取り扱われていることが窺える。

破産手続における租税債権は、確かに平成一六年改正後の新破産法において、一部が優先的破産債権とされたことによりプライオリティが下げられたものの、その他の取扱いを鑑みると、実体法上の要請もあることから、その実質的プライオリティはまだ非常に高く、優先的な取扱いがなされていると言えよう。

②民事再生手続

再生手続においては、租税債権に関する特別の規定はなく一般の規定が適用される。そのため、租税債権は、共益債権となるものを除いて、一般優先債権として再生手続によらず随時弁済される（民再一二一条一項、二項）。また、再生手続申立て後も、滞納処分は中止命令や包括的禁止命令の対象とはならず、滞納処分を停止することはできない（民再二六条、二七条）。再生手続開始後の租税債権は、再生債務者の業務、生活、財産の管理・処分に関する費用（民再一九条二号）に該当すると考えられるため、共益債権となる。⁹⁾さらに、租税債権は、再生計画において権利変更をすることができない。

したがって、再生手続における租税債権は、再生手続開始決定の影響をほとんど受けることなく、手続開始前と変

わらず、弁済を受け、滞納処分を行うことができる。再生計画による権利変更の対象にもならないため、債権額にも影響を及ぼすことはない。手続開始の影響を受けないという点において、再生手続における租税債権のプライオリティは非常に高いと言えるよう。

③会社更生手続

更生手続における租税債権については、他の倒産手続と比較すると条文上の規定は多い。原則的に、更生手続開始決定前の原因に基づいて生じた租税債権は更生債権となるが、手続開始決定前の原因に生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権となる（会更二二九条）。また、更生手続開始申立後、開始前会社の財産に対して既にされていた滞納処分を中止命令によつて中止することができる（会更二四条二項¹⁰）。裁判所が、開始前会社の事業の継続のために特に必要であると認めるときは、中止した滞納処分を取り消すこともできる（同条五項）。ただし、滞納処分中止・取消を行う際には、あらかじめ徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない（同条二項但し書、五項但し書）。更生手続開始決定後も、開始決定日から一年間（一年経過前に更生計画が認可されることなく更生手続が終了し、又は更生計画が認可されたときは、当該終了又は当該認可の時までの間）は、会更二四条二項に規定する滞納処分を行うことはできず、更生会社の財産に対して既にされている同項に規定する滞納処分も中止する（会更五〇条二項）。この一年間という期間は、裁判所が必要があると

認めるときは、伸長することができるが、その際には、あらかじめ徴収の権限を有する者の同意を得なければならぬ（同条三項）。また、裁判所が更生に支障を来さないと認めるときは、管財人もしくは租税等の請求権につき徴収の権限を有する者の申立て等により、会更五〇条二項に基づいて中止した滞納処分¹¹の続行を命じることができる（同条五項二号）。さらに、破産手続と同様に、更生会社が更生手続開始決定前の租税債権について、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為に対しては、否認権を行使することができない（会更八七条三項）。更生計画においては、租税債権について、その権利に影響を及ぼす定めをするには、徴収の権限を有する者の同意を得なければならない（会更一六九条一項本文）¹¹。

以上のように、更生手続における租税債権は、原則的に更生債権として扱われ、中止命令の対象にもなり、更生手続開始決定後も一年間は滞納処分を行うことができないことから、他の手続における租税債権よりも比較的そのプライオリティは下げられていると解することもできよう。しかし、一方で、否認権の行使は排除され、徴収権限を有する者の同意を得なければ、更生計画において一定の免除等を内容とする権利変更ができない。さらに、更生手続開始決定後一年間は滞納処分が中止されるものの、一年を超えれば、例えその時に更生計画がまだ認可等されていないと、過去に租税を滞納している更生会社では、他の更生債権者等が執行を禁止される状況下で（会更四七条一項）、滞納処分が可能となってしまう。また、滞納処分も中止命令の対象とはなるものの、中止を命ずる際には、他の更生債権者とは異なり、あらかじめ徴収の権限を有する者の意見聴取が必要となる。したがって、条文上の制約はあるものの、更生手続における実質的な租税債権のプライオリティも他の更生債権に比して高く、優先的に取り扱われていると言える。

(2) 労働債権

① 破産手続

破産手続における労働債権は、旧破産法においてすべて優先的破産債権とされていたが（旧破産法三九条、民三〇八条）、労働者の生活保障の観点から、平成一六年破産法改正において、①破産手続開始前三月間の破産者の使用人の給料の請求権、及び、②破産手続の終了前に退職した破産者の使用人の退職手当の請求権のうち、退職前三月間の給料の総額^⑬に相当する額を財団債権として優先的に弁済されることとなった（破一四九条）。また、同改正において、労働債権のうち財団債権部分を弁済されるだけでは、生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがある場合には、裁判所の許可を得て優先的破産債権となるものにつきその全部または一部の弁済をすることができるとする制度も用意された（破一〇一条）。さらに同じく同改正において、牽連破産の場合において、破産手続開始決定より前に再生手続開始決定があるときは、再生手続における共益債権が破産手続においても財団債権とされることに加えて、再生手続開始決定前三月間の給料についても財団債権とされることとなった^⑭（民再二五二条五項）。

破産手続における労働債権は、平成一六年破産法改正において従来よりもプライオリティが高くなった。条文上において労働債権の一部が財団債権化されたことに加えて、原則的に配当段階で得られる優先的破産債権部分の労働債権についても、配当を前倒しして弁済を受けることができる点からも、労働債権の取扱いは、労働者保護の観点が非常に反映されているものと言える。

②民事再生手続

再生手続における労働債権の取扱いについても、租税債権と同様に特別の規定がなく、一般の規律が適用される。よって、労働債権の取扱いは、その全額が一般先取特権の被担保債権となる限りにおいて（民三〇六条二号、三〇八条）、租税債権の取扱いと基本的には同様である。すなわち、再生手続開始前の原因に基づいて生じた労働債権は、共益債権に該当しうるものを除いて、一般優先債権となる（民再一二三条一項）。再生手続開始後の労働債権は、再生債務者の業務に関する費用であり、共益債権となる（民再一九条二号）。

租税債権の取扱いと異なる点は、破産手続における労働債権でも述べたとおり、牽連破産の場合の処理である。労働者の生活保障を図るという観点から、再生手続において共益債権であったものは移行した破産手続でも財団債権となり（民再二五二条六項）、一般優先債権についてもその一部が財団債権として優先的に取り扱われることとなっている（民再二五二条五項）。

再生手続では、原則として手続開始後も事業の継続を念頭においているため、雇用契約も継続することが多く、労働債権も再生手続開始後はもちろんのこと、再生手続開始前の労働債権も一般先取特権の被担保債権となる範囲で保護されており、優先的に取り扱われている。民再生法上に労働債権に関する特別規定がないことから、牽連破産に至った場合も想定して労働債権の保護が図られており、再生手続においても労働債権のプライオリティは高い。

③会社更生手続

更生手続における労働債権についても、そのプライオリティは高い。更生手続開始前の原因に基づいて生じた労働

債権は、更生担保権または共益債権となるものを除いて、優先的更生債権となる（会更二条八項、一六八条一項二号・三項、民三〇六条二号、三〇八条）。また、共益債権となる労働債権の範囲についても特別の規定があり、①更生手続開始前六月間の給料の請求権、②更生手続開始前の原因に基づいて生じた使用人の身元保証金の返還請求権、③更生計画認可決定前に退職した使用人の退職手当の請求権（退職前六月間の給料の総額に相当する額または退職手当の額の三分の一に相当する額のいずれが多い額¹⁵）、④更生手続開始前の原因に基づいて生じた使用人の預り金の返還請求権（更生手続開始前六月間の給料の総額に相当する額か当該預り金の額の三分の一に相当する額が多い額）が共益債権となる（会更一三〇条）。注意すべきは、給料債権と退職金債権につき、破産手続では財団債権の範囲が三ヶ月分であるのに対して、更生手続では六ヶ月分が共益債権となる点である。さらに、退職金債権についてはその総額を基準とした上限が設けられ、退職前六ヶ月間の給料債権のいずれが多い方が保護されること、また、更生手続では給料債権・退職金債権以外の労働債権も共益債権として保護されていることも、破産手続とは異なる。更生手続開始後の労働債権は、基本的に共益債権となる（会更一二七条二号¹⁶）。共益債権・更生担保権・優先的更生債権となる労働債権の取扱いは、それぞれ一般の共益債権、更生担保権、優先的更生債権の扱いと同様であり、租税債権に関するような特別規定は設けられていない。

更生手続においても事業の継続が念頭に置かれており、更生会社となる会社は規模が大きいことが想定されるため、労働債権の取扱いについては条文において細かく分類して定められている。共益債権となる労働債権の範囲については、既に述べたとおり、破産手続に比してその保護範囲が拡大されていることから、更生手続における労働債権のプライオリティは他の倒産手続よりも高く設定されているとも考えられる。

④労働者健康福祉機構による未払賃金立替払制度

以上のように、各手続における労働債権の取扱いは、労働者保護の観点からいずれの手続においてもそのプライオリティは高く設定されていることがわかる。しかし、労働債権のプライオリティについて検討する際に、各手続に共通して非常に大きな影響を与えるのが、労働者健康福祉機構による未払賃金立替払制度である。

未払賃金立替払制度とは、賃金の支払の確保等に関する法律に基づき、企業が倒産したために、賃金が支払われなのまま退職した労働者に対して、その生活の安定に資することを目的として、その未払賃金の一定範囲について、公的機関（労働者健康福祉機構）が事業主に代わって支払う制度である。¹⁷立替払を受けるためには様々な要件が必要であるが、労働者健康福祉機構が立替払を行った場合には、その限度において労働者の事業主に対する賃金請求権を取得し、各倒産手続上も労働者健康福祉機構が代位取得した当該請求権は優先権を有する債権として取り扱われるとされている。¹⁹

しかし、何ら明文の根拠がないにもかかわらず、なぜ代位取得した労働債権の優先権を労働者健康福祉機構は当然に行使できるのか。未払賃金請求権、すなわち倒産手続開始前の原因に基づいて生じた労働債権は、本来は一般の倒産債権となるべきところ、労働者保護という政策的観点からプライオリティを高くして優先的に取り扱っている点については既に述べたとおりである。そして、労働者健康福祉機構による未払賃金の立替払によつて、その労働者保護の目的は実現されることになる。にもかかわらず、労働者健康福祉機構は代位取得した労働債権の優先権を行使でき、限りある配当原資からその他の一般倒産債権者に優先して、立替払代金を回収していく。これは妥当なのか。

この点については以前から問題視されていたが、²⁰近年この点を争った裁判例が出てきている。²¹通常、多くの倒産事

件において、労働債権はこの未払賃金立替払制度を用いて倒産手続開始後早期に弁済されている。したがって、倒産手続開始前の原因に基づく労働債権のプライオリティを検討する際には、労働債権に関する実際の利害関係人を、労働者本人というよりも、むしろ労働者健康福祉機構であるとして考えなければならぬと言えよう。

(3) 商取引債権

① 破産手続

破産手続における商取引債権は、破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権として破産債権となる（破二条五項）。通常、破産手続開始決定によつてそれまでの商取引は全て終了することから、商取引債権者は破産債権者として破産手続に参加して配当を得るしかないことになる。したがって、破産手続における商取引債権のプライオリティは、一般の破産債権と同一である。

② 民事再生手続

再生手続においては、手続開始後いかに事業価値を毀損することなく事業を継続していけるかが最重要課題となる。そのためには、それまでの取引関係を維持することが必要不可欠であり、取引関係を維持するためには、商取引債権を手続開始後迅速に保護する必要がある。本来、商取引債権は一般の再生債権であり、再生手続開始後は原則として弁済が禁止される（民再八五条二項）。しかし、再生手続においても、前述のように事業価値の維持を図るべく、商取引債権を保護し優先的に取り扱うことが認められている。その方法としてはいくつか考えられるが、²² 昨今実務的に

活用されているのが、商取引債権を「早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来す」少額債権として、裁判所の許可を得て優先弁済する方法である(民再八五条五項後半)。民再八五条五項後半は、後述のように、平成一四年会社更生法改正の際に会更四七条五項後半と同じくして新設された条文である。この改正までは、「早期に弁済することにより再生手続を円滑に進行することができる」少額債権(民再八五条五項前半)の規定を類推適用して商取引債権の弁済を認めていたところ⁽²³⁾、改正により事業の継続に必要不可欠な倒産債権を弁済する運用に明文の根拠が与えられた。しかし、いかなる場合を「事業の継続に著しい支障を来す」と解するのかについては解釈に委ねられている⁽²⁴⁾。また、いかなる範囲の債権を「少額」というのかも解釈に拠る所が大きい。これらの解釈については、更生手続でも同様の議論があるため詳細は後述するが、このように解釈に委ねる点が多いために、その運用が裁判所によってかなり異なるのが実情となっている⁽²⁵⁾。ただ、後述する更生手続に比べると、再生手続における再生債務者の規模は比較的小さいため、資産の余剰も少なく、商取引債権を優先弁済できる状況にない場合が多い。そのため、商取引債権保護の要請は非常に高くとも、優先弁済できないのが現実といえる。この点において、同様の議論がある更生手続とは若干異なるであろう。

しかしながら、条文中認められている商取引債権のプライオリティは、原則的には、一般の再生債権と同様である。民再八五条五項後半が認めている優先的取扱いは、一般の再生債権を例外的に優先弁済するという形で取扱いであり、条文中プライオリティが高い租税債権や労働債権には劣後している。ところが、実際には商取引債権は事業継続のために最も優先的に弁済されることが求められている債権であるともいえる。まず商取引債権を優先的に取り扱うことによって取引関係を維持し、手続開始直後の混乱を乗り切ることが、結果的には租税債権や労働債権、ひいては

一般の再生債権への迅速な弁済を促すとも考えられるからである。その意味において、現再生法上の商取引債権のプライオリティは、実際の要請に対応仕切れていないと考えられよう。

③会社更生手続

更生手続においても、事業継続のために商取引債権保護が必要となるのは再生手続と同様である。商取引債権保護の方法も、再生手続と同様にいくつか用意されており（会更二八条一項・二項、会更四七条二項等）、昨今では、平成一四年会社更生法改正の際に新設された会更四七条五項後半の「早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来す」少額債権として、裁判所の許可を得て商取引債権を優先弁済する方法が活用されている。同項における「事業の継続に著しい支障を来す」ないし「少額」について解釈に委ねられている点も再生手続と同様である。

ただ、同項による商取引債権保護は、現在、特に更生手続において、より注目されている。というのも、再生手続よりも債務者の規模が大きい場合が多い更生手続では、手続開始決定後も比較的資産に余力があり、「事業の継続に著しい支障を来す」商取引債権を選別せずとも、全ての商取引債権を弁済することも可能な場合があるからである。本来、更生手続では手続開始決定がなされると、原則的に更生債権は更生計画によらなければ弁済を受けること等ができないところ（会更四七条一項）、事業の継続に必要な不可欠な少額債権のみ例外的に優先弁済が許されるのが会更四七条五項後半の趣旨である。しかし、実際には、事業の規模から取引先数が膨大で事業継続に必要な不可欠な商取引債権者を選択することが非常に困難であること、資産にまだ余力がある場合が多いことから、手続開始前に既に発生していた更生債権となるべき商取引債権を全て弁済してしまうことがある。その事例として、近年では、日本航空や

ウイルコム、林原の更生事件等が挙げられる。⁽²⁶⁾

商取引債権を一〇〇%保護できれば、従来の取引先と取引関係を維持することができ、事業価値を毀損することなく迅速に事業継続ひいては事業再生を実現することができる。加えて、商取引債権を保護することによって、結果的には優先弁済されないその他の更生債権者への弁済率も向上する。これらが、昨今更生手続において、債権者平等の原則を修正して商取引債権を一〇〇%保護する正当化根拠とされている。⁽²⁷⁾ただ、商取引債権を一〇〇%保護する場合でも、更生法上の保護の方法は、条文で規定されている方法に拠るしかないため、商取引債権全てを「早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来す」少額債権に該当するとして全額優先弁済することになってしまっているのが原状である。例外的に特定の更生債権を優先的に取り扱うべき規定が、全更生債権の大半に適用されてしまうため、会更四七条五項後半の本来の趣旨と矛盾が生ぜざるを得なくなっている。加えて、何をもって「少額」というのか、あるいは最終的な「弁済率の向上」はどのように認定するのかについてもやはり明確な基準等はなく、解釈に委ねられている。⁽²⁸⁾

更生手続における商取引債権も、条文上のプライオリティは一般の更生債権でありながら、実質的には手続開始決定の影響をほとんど受けることなく迅速に優先弁済がなされる場合がある。再生手続よりも資金的には余力がある債権者が多い更生手続において、事業継続を目的とする商取引債権保護の要請はより高いものであり、実際にその要請を実現することが資金的に可能であるのであれば、更生法上も商取引債権のプライオリティを高くし、商取引債権保護の要請と方法を更生手続に反映させるべきであろう。

3、現代における理想的なプライオリティ体系

これまで、各倒産手続における租税債権、労働債権、商取引債権の現在のプライオリティと現状を確認してきた。各債権のプライオリティは、改正を経て変遷してきてはいるが、いまだその現状には問題点も生じている。はじめに述べたとおり、倒産手続におけるプライオリティは、時代と社会の変遷とともに、常に修正を加えながら、より良い体系へと変化していかなければならない。そこで、現代社会における各倒産手続の理想的なプライオリティ体系とはいかなるものなのかを検討してみたい。租税債権、労働債権、そして昨今特に再建型倒産手続においてその保護の要請が高い商取引債権をふまえて検討したいと思う。これらの債権は、本来は一般の倒産債権となるべきものという点で共通している。租税債権と労働債権は、政策的観点からプライオリティを格上げされており、商取引債権は事業継続の実現のために優先的に取り扱われている。これらの債権は皆その他の一般の倒産債権の犠牲の下に優先されているのである。

限りある債務者の弁済原資の中で、どの債権をより優先的に取り扱うべきなのか、債権者平等の修正を正当化できるプライオリティ体系とはいかなるものなのか検討してみたい。その際には、倒産法上の財団債権ないし共益債権としてのプライオリティだけではなく、前で確認したその他各倒産手続で認められている優先的措置や制度もあわせた上で、各倒産手続全体におけるプライオリティ体系を考える必要があるだろう。

(1) 租税債権

租税債権については、既に指摘したとおり、破産手続において一部が優先的破産債権となったものの（破九八条一項）手続開始決定前に既に滞納処分が開始されているものについては続行が認められ（破四三条二項）、否認権の適用も排除されている（破一六三条三項）。再生手続ではほとんど手続開始決定の影響を受けることがなく、更生手続においても滞納処分を中止しうる期間が一年に限定される（会更五〇条二項）など、依然として租税債権のプライオリティは各倒産手続において非常に高い。租税債権の優先については、これまでも多くの批判があり、平成一六年破産法改正においては、それらの批判を踏まえながら、財団債権となる租税債権の範囲を「納期限から一年を経過していないもの」に限定した（破一四八条一項三号）。しかし、それでもなお租税債権には優先的措置が多く設けられており、租税債権のプライオリティの高さは実質的にはあまり変化がないようにも思われる。特に、再生手続においては中止命令等の対象にもなることなく、基本的にはすべてが手続外で優先的に弁済を受けられる。この取扱いが妥当であろうか。

租税債権に優先権が与えられるのは、実体法上の優先権が付与されているからである。すなわち、滞納処分において、租税債権と他の私債権とが競合する場合には、原則として租税債権は他の債権に優先して徴収される（税徴八条、地税一四条）。加えて、租税債権は法定納期限と担保権の設定日の先後によつては、特定財産に対する担保権にも優先する場合がある（税徴一五条以下）。では、現在の租税債権の優先権は、どのような経緯を経て付与されるに至ったのであろうか。倒産手続における租税債権のプライオリティを検討する前に、その根拠たる実体法上の租税債権の優先権の沿革と変遷をたどつてみたいと思う。

租税債権の優先権は、すでに明治初年において、行政的取扱いにおいては意識されていたが、それが法令上に具体化されたのは、明治一〇年の租税不納規則だとされている。この法令によりはじめて滞納処分を行政処分として自力執行することが認められ、かつ、この法令では租税債権は一般の私債権はもとより、担保権付債権にも無条件に優先するとされていた。⁽³¹⁾その後、明治二二年に制定された国税徴収法および国税滞納処分法において、明文にて実体法上の租税債権の優先権を宣言し、同時に担保権付債権（但し、質権及び抵当権。）⁽³²⁾に対して租税債権の優先権を制限した（国税滞納処分法六条）。つまり、現在の租税債権の優先権は、明治中期から実体法上で付与されていることがわかる。また、ここで同時に注目すべきは、それまで無条件に優先していた租税債権が、一定の担保権付債権に対して制限された点である。この規定の立法趣旨については争いがあるが、日本の経済的基盤が前近代的な農業経済から資本主義に移るに伴って、近代的な取引安全の要請から私債権者を保護する必要が生じたことが背景にあったとされている。⁽³³⁾この明治二二年制定の国税徴収法・国税滞納処分法における租税債権の優先権が、現国税徴収法の基礎となる明治三〇年国税徴収法二条・三条に承継され、当該国税徴収法を昭和三四年に全文改正したものが現行の国税徴収法である。そして、昭和三四年改正における重要なテーマの一つが、「租税債権の優先権の見直し」であった。

昭和三四年改正以前にも一定の担保権付債権に制限されることもあった租税債権ではあるが、それでも依然として租税は特殊なものであって、一般の私債権とは全く性格を異にするものであり、租税債権の優先は当然に容認されるべきものであるという考え方が一般的であった。⁽³⁴⁾一方、民法学の分野では、既に古くから、租税債権についても私債権と同じ土俵で優劣を決すべきであるという主張が有力に展開されており、⁽³⁵⁾租税債権の優先権の問題に係る改正作業は、こうした民法学の側からのアプローチから出発した。ただ、調査会審議では激しく意見が対立したものの、⁽³⁶⁾調査

会全体としては租税債権の優先権を端的に否定する立場ではなく、民法学側も租税債権に特殊性があることは認めたうえで、「租税債権の優先を認めることによって私債権者が被ることになる不利益を考慮した場合、どこまでその優先を許容することができるのか」という観点から審議は進められた。そうして、主に担保権付債権と租税債権との優劣の調整について審議がなされ、法定納期限等を基準とした現行国税徴収法の規定が設けられた（税徴一五条以下参照）。この昭和三四年改正によって、それまで租税債権の優先が認められていた多くの場面で、私債権と租税債権のプライオリティが逆転することになったのである。³⁷⁾

このように、租税債権は、当初はすべての私債権に無条件に優先していたが、社会情勢や金融取引の発展から私債権を保護する必要性が高くなり、徐々に租税債権の優先権が制限されていった。租税債権に優先権が付与されていることは明治期から変わりはないが、その内容には時代の変遷とともに修正が加えられ、現国税徴収法に至ったことがわかる。したがって、倒産手続における租税債権の優先的取扱いについても、その内容に修正を加えていくことは認められると考える。実際、平成一六年改正において租税債権は一部プライオリティが格下げされているが、依然として倒産手続全体における租税債権のプライオリティは高く設定され過ぎてはいないだろうか。現代社会における倒産手続の目的や社会的要請を考慮したうえで、再度租税債権の優先的取扱いについて検討を行い、その他の労働債権や商取引債権を保護するために租税債権の優先権を制限する場面があってもよいと考える。ただ、やはり租税債権の特殊性ゆえに実体法上の優先権が付与されている点は尊重する必要がある、ただ租税債権のプライオリティを全て一般の倒産債権に下げるという取扱いに修正することはできないと思われる。租税債権の実体法上の優先権を尊重しながら、労働債権や商取引債権等の私債権との優劣を調整することは非常に困難であるが、検討の際には、国税徴収法

の改正作業において用いられた「租税債権の優先を認めることによって私債権者が被ることになる不利益を考慮した場合、どこまでその優先を許容することができるのか」という観点が参考になると考える。

(2) 労働債権

労働債権は、平成一六年破産法改正においてその一部が財団債権に格上げされ、再生手続や更生手続でも随時弁済される優先債権として扱われており、各倒産手続において労働債権の条文上のプライオリティは高い。加えて、実際には各手続において労働者健康福祉機構による未払賃金立替払制度が利用されることが多く、倒産手続における労働債権の保護は実現されていると言えよう。したがって、倒産手続における労働債権の条文上のプライオリティは現代においても修正する必要はないように思える。ただ、労働者健康福祉機構による未払賃金立替払制度が利用されることが大半である現状においては、労働債権のプライオリティを検討するには、条文上のプライオリティの妥当性だけではなく、労働債権の優先弁済が実現される未払賃金立替払制度を含める必要があるように思われる。すなわち、未払賃金立替払制度が利用された場合、倒産手続において実際に労働債権を行使するのは立替払いによって労働債権を代位取得した労働者健康福祉機構となり、先にも述べたとおり、現在、当機構は代位取得した労働債権の優先権を明文の根拠なく行使できることとなっている。未払賃金の立替払いによって労働者保護の目的は実現されたにもかかわらず、限りある弁済原資からその他の一般倒産債権者に優先して、機構が立替払金を回収していくことは認められるのか、この検討が労働債権のプライオリティ再考には不可欠となろう。

未払賃金立替払制度は、労働者災害補償保険法二九条一項三号に掲げる「賃金の支払の確保を図るために必要な事

業」として行われ（賃確法九条）、事業に要する費用は、全額事業主負担とされている労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という）に係る労災保険料によって賄われている。そして、事業の実施主体となつてるのが労働者健康福祉機構である⁽³⁸⁾。未払賃金の立替払いは、労働者の保護を目的とするものであり、事業主の賃金の支払義務を緩和するためのものではない⁽³⁹⁾。賃金の支払義務は事業主の基本的義務であるので、事業主が倒産して国が未払賃金を弁済した場合であっても、当該事業主はその義務を免れるべきではないとするのが賃確法の根本的思考である⁽⁴⁰⁾。労働者が機構から未払賃金の弁済を受けるには、事業主の倒産手続開始後に請求すれば足り、倒産手続開始前に機構と保証契約を締結する必要はない。したがって、機構は、事業主に立替払いを受けるための要件さえ満たされれば、常に労働者からの請求に応えなければならないことになる。また、既述のとおり、機構の立替払いは労災保険料を原資として行われており、事業主による労災保険料の負担は立替払いを受けるためには不可欠である。事業主が労働保険料を負担し、機構は事業主から徴収した労災保険料を原資として、労働者の未払賃金を事業主に代わって弁済し、弁済に要した費用を事業主から回収するというのが賃確法の想定する機構と事業主との関係であるが、事業主から徴収した労災保険料の範囲内という限定はないことから、ある事業主の未払賃金の弁済が他の健全な企業の負担した労災保険料から行われているとも言える⁽⁴²⁾。

このような未払賃金立替払制度において、機構の倒産手続における労働債権の優先権の承継と行使の可否についての見解は、肯定説と否定説に分かれている。肯定説は、財団債権等の趣旨から優先権の承継を否定するのは、財団債権等の趣旨と財団債権等の地位とを区別しないために生ずる結果であるとし、仮に原債権の財団債権性等を否定した場合、それによって保護されるのは、その他の一般の倒産債権者等の利益となるが、その他の倒産債権者等としては、

原債権を本来通り原債権者が行使した場合には財団債権等としての負担を受忍せざるを得なかったものを、代位弁済がなされたという偶然の事実に基づいて「棚ぼた」的に自分たちの配当原資とするべき利益は認められないと主張する。⁽⁴³⁾ 一方、否定説は、労働債権は労働者保護という政策的理由から財団債権等としたものであるから、「この種の財団債権等は、債権自体の性質のみならず、債権者の性質から特別の保護が認められたものであ」り、⁽⁴⁴⁾ それゆえ当該債権が譲渡等により移転して、異なる債権者に帰属した場合には、債権としての同一性は維持されていても、前記のような特別の要保護性はもはや認められず、その場合には、倒産手続上、財団債権等という特別扱いを例外的に認める根拠は失われ、本来の性質たる破産債権等として取扱いがなされれば足りるとする。⁽⁴⁵⁾

確かに、機構による未払賃金立替払いによつて、労働者保護は実現され、労働債権のプライオリティが高く設定されている趣旨は果たされているため、もはや労働債権を代位取得した機構には優先権行使を認める必要はないとも考えられる。ただ、機構による立替払いは事前に事業主の委託等の行為は必要とされず、要件さえ満たせば立替払いの請求に応じなければならないこと、未払賃金立替払制度の目的は決して事業主の賃金の支払義務を緩和することではないところ、機構の優先権行使を否定してしまうと、立替払いした金額分だけ債務者たる事業主の財団が増殖するため（一般の倒産債権として配当等される金額は除く）、倒産手続開始時に未払賃金が多ければ多いほど財団が増殖する可能性があり、事業主の賃金未払いを促すおそれがある。したがって、優先権の行使の可否について現時点で結論を出すことは非常に難しいが、いずれにせよ賃確法に何らかの明文の根拠を設ける必要があるろう。その意味において、労働債権の倒産手続全体におけるプライオリティは修正の余地があると思われる。

(3) 商取引債権

商取引債権のプライオリティについては、主に再生手続と更生手続で問題となる。破産手続では、もはや事業の継続は見込まれないため、商取引債権は一般の倒産債権として配当するからである。先に述べたとおり、再建型倒産手続における商取引債権の優先的取扱い⁽⁴⁶⁾は、昨今非常に大きな関心事となっている。特に、大型の更生事件では、商取引債権を一〇〇%保護して優先的に取り扱う実務が活用されている。商取引債権の条文上のプライオリティは、一般の倒産債権と同様であるため、原則的には倒産手続が開始されると弁済禁止の対象となる（民再八五条一項、会更四七条一項）。ところが、昨今の実務的傾向により、商取引債権のプライオリティは徐々に高くなつてきているように思われる。しかし、高いプライオリティの要請がある一方で、再生手続・更生手続ともに商取引債権保護の法的措置は、民再八五条五項後半や会更四七条五項後半等で認められる裁判所の許可による優先弁済しか認められていない。しかも、既述のとおり、民再八五条五項後半ないし会更四七条五項後半に規定される「早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来す少額債権」の解釈は非常に曖昧であり、逆に曖昧ゆえに同項を用いて商取引債権保護が重要であることに異なしてしまっているようにも見受けられる。迅速な事業再生を実現させるために商取引債権保護が重要であることに異論はない。ただ、やはり特定のあるいは全ての商取引債権を保護することは、債権者平等の原則を修正していることに他ならない。したがって、その他の倒産債権者にとっても債権者平等の修正が許容できるものとなるよう、商取引債権保護の法的措置について改めて検討を行い、現在の商取引債権に求められているプライオリティを再生手続・更生手続にしっかりと反映させる必要があると考える。

現在、商取引債権を保護する場合には、保全段階においても、手続開始後においても、実務上は、一般的に以下の

基準を満たす必要があると考えられている。⁽⁴⁸⁾ すなわち、①商取引債権を弁済することにより、事業価値の毀損が防止され、商取引債権の弁済を行わない場合に比べて商取引債権者以外の債権者に対する弁済率も向上すると合理的に見込まれること、②商取引債権者が従来どおりの約定および支払条件での取引を承諾すること、③商取引債権を弁済することにつき特段の支障がないこと（当該債権を弁済することにつき資金繰り上問題ないと相当程度見込めること、また、将来の更生計画等の作成に支障を来さないことが相当程度見込めること等）である。これら三つの要件は、厳密には「早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来す」の文言解釈から設けられた要件ではないと思われるが、これらの要件を満たしていれば、民再八五条五項後半ないし会更四七条五項後半による裁判所の弁済許可が得られることになっているようである。上記文言との関係では、「商取引の継続が事業価値の維持またはその毀損を避けるために不可欠であり、仮に更生債権等である相手方の商取引債権に対する弁済を更生計画（等）の定めによらせることとすれば、必然的に、相手方は本来の弁済期における入金が期待できず、また、さらに更生計画（等）によって弁済期が繰り延べられ、あるいは債権額が減免されることとなれば、著しい経済的不利益を受けることとなる、その結果として相手方は、将来の取引の継続を拒絶することとなり、事業継続に必要な資材や役務が納入されなくなるために、事業価値が毀損する」⁽⁴⁹⁾ことが商取引債権保護の実質的根拠となるとされている。さらに、「少額」については、総負債額の中での当該債権の割合、事業継続の上での弁済の必要性、資金繰りの状況、将来の更生計画による弁済の見込み等の要素を考慮して決するとされる。⁽⁵⁰⁾ 従来は、これらの事項を考慮しても数百万円のレベルが「少額」として許可されていたが、⁽⁵¹⁾ 昨今では数億円、場合によってはそれ以上の額が「少額債権」として認められ、弁済許可が与えられている。このように、現在実務で行われている商取引債権保護と条文上予定されていた保護の措置が乖離してきてしまっ

いるため、矛盾が生じている。この状態を回避するために考えられる方法としては、まず、商取引債権のプライオリティを格上げしてしまう、つまり、共益債権化してしまうことが挙げられる。そうすれば、優先弁済する条文上の根拠が与えられる。ただ、共益債権化してしまうと手続開始後も随時弁済しなければならぬため、商取引債権を保護する余力のない企業等には逆に大きな負担となってしまう、手続の進行に支障を来すおそれが生じる。特に再生手続を利用する企業等には負担が大きいためであろう。もう一つは、現在と同じ裁判所の許可による優先弁済を維持し、条文上の文言をより明確にする、あるいは明確な要件を設けることである。ただ、文言の明確化、要件定立が非常に困難であることは否めない⁵²。いずれも容易な修正ではないが、商取引債権保護の要請を明確に手続に反映し、現状の矛盾を改善するためにも、早急な対応が必要である。

(4) 現代における理想的なプライオリティ体系

これまで見てきたように、現代社会における倒産手続、特に再建型倒産手続においては、商取引債権のプライオリティを高くする要請が強くなってきているように思われる。まず、手続開始後迅速に商取引債権を保護することで事業継続を図り、最終的な弁済率の向上を図っている。手続開始直後の優先弁済の順序としては、租税債権や労働債権にも優先して商取引債権を弁済する場合もあろう。したがって、現代において事業再生を実現するためには、共益費用等を除いた倒産手続における債権のプライオリティは、もはや、租税債権・労働債権だけでなく、商取引債権を踏まえて検討する必要があるのではないだろうか。ところが、既述のとおり、現行倒産法上の債権のプライオリティは、商取引債権を原則的に一般の倒産債権として扱っているため、条文上の商取引債権のプライオリティが低い。

では、どのようにプライオリティを修正すればよいだろうか。

ただ単純に商取引債権のプライオリティを上げれば解決するわけではない。一部の大型更生事件を除いては、債務者の弁済原資には限りがあり、租税債権・労働債権のプライオリティを現行法通り維持したうえで、さらに商取引債権も優先的に取り扱わなければならないとすれば、資金繰りが瞬く間に悪化し、事業再生どころか牽連破産のおそれも生じてしまうだろう。したがって、商取引債権を保護したうえで迅速な事業再生を図るためには、現在条文上も実質的な取扱いも非常に優遇されている租税債権のプライオリティを見直す必要があると考える。さらに、労働者健康福祉機構の優先権行使の根拠と範囲を明確化し、労働債権の機構への配当限度を検討する。そして、商取引債権保護の制度や要件を明確化して倒産法上の商取引債権のプライオリティを高くするのである。これが、現代社会における理想的なプライオリティ体系だと考えている。

なお、破産手続については、プライオリティ体系に商取引債権を含めることはできないが、破産手続の債務者が再建型倒産手続よりもさらに配当原資がひっ迫している状況にあることを考慮すれば、租税債権と労働債権のプライオリティの見直しについては、上記と同様に考えてもよいと思われる。

4、倒産法改正案提言試論

現代社会における理想的なプライオリティ体系を打ち立ててはみたが、このままでは抽象的な空論に過ぎない。したがって、以下では、この理想的なプライオリティ体系を実現させるべく、現行倒産法の改正案を若干提案してみた

いと思う。

(1) 租税債権

租税債権のプライオリティを見直すのであれば、租税債権を全て一律優先的破産債権や一般優先債権等に格下げすることが最も明確な見直しになるようにも思える。しかし、これまで述べてきたとおり、租税債権には実体法上の優先権が付与されている。租税債権のプライオリティを見直す際にも、実体法上の優先権は尊重しなければならない。したがって、租税債権について倒産法を改正する余地があるとすれば、条文上のプライオリティではなく、実質的には非常に高いプライオリティを有することになるその他の優先的措施を見直すことだと考える。

① 破産法

まず、破産手続開始決定前に開始した滞納処分は手続開始決定後も続行するとされ（破四十三条二項）、その理由について滞納処分が開始決定に先行している場合には「別所権的地位」がある⁵³と説明されているが、これは破産手続開始決定後には新たな滞納処分をなしないこと（同条一項）との均衡を欠く。破産手続開始の情報が漏れるや、手続開始前に至急に滞納処分がなされ、その結果破産財団が大幅に毀損してしまうという事例もある。手続開始決定前に滞納処分がなされた租税債権をそこまで保護する必要はなく、破産財団に属する財産に対して既になされていた他の強制執行等と同様に（破四二条二項）、滞納処分を失効させるべきである。また、現行法下では租税債権については否認権の適用が削除されるが（破一六三条三項）、優先的破産債権となる租税債権について、破産手続開始決定直前に多

額の回収や担保提供がなされたような場合等も考えられるため、租税債権についても否認権の適用の可能性を残しておくべきだと思われる。⁵⁴⁾

②民事再生法

再生手続では租税債権はほぼ手続開始決定の影響を受けず、平時と同様に租税債権を徴収することが可能となる。しかし、再生手続の債務者は資金的に余裕がない場合も多く、事業再生のためにも租税債権のプライオリティを制限する必要があるように思う。改正案としては、滞納処分に対する中止命令等の適用が挙げられる。現行法では、再生手続における中止命令や包括的禁止命令は滞納処分を停止する効力を有しないが（民再二六条、二七条）、事業再生のために一時的に滞納処分を停止して協議することも必要な場合があるため、中止命令や包括的禁止命令によって滞納処分を禁止、停止、取消しすることを可能とする必要があるのではないだろうか。さらに、現行法では再生計画において租税債権を権利変更することはできない。しかし、再生手続においても租税債権者の同意を得るなどして、租税債権の権利変更をする旨の再生計画を定められるとすれば事業再生にも資するであろう。会更一六九条のように、重要な権利変更については徴税の権限を有する者の同意を要することとすれば、租税債権回収の利益を侵害するおそれもないのではないだろうか。

③会社更生法

更生手続においては再生手続と比較すると、租税債権のプライオリティが制限されている場面があるが、それらに

についても若干の改正を提言したい。まずは、更生手続開始決定により滞納処分が中止等される期間の延長である。現行法では、更生手続開始決定の日から原則一年間は新たな滞納処分は許されず、また既になされている滞納処分も中止されることになっている（会更五〇条二項）。しかし、更生手続の進行は現在迅速になつてきてはいるものの、更生手続開始決定から更生計画認可決定まで一年を経過する事案は少なくない。過去に租税を滞納した会社の更生手続が一年を超える場合に、滞納処分の禁止期間を延長するには、裁判所が徴収権限を有する者から事前に同意を得て期間の伸長決定をすることが要求されるが（会更五〇条三項）、徴収権限を有する者の同意を得ることは実際には非常に困難である。そうすると、更生手続中に滞納処分が可能となり事業の更生に支障を来すばかりか、他の更生債権者等が執行を禁止されている状況下で（会更四七条一項）、偏頗的な滞納処分がなされてしまうことになり相当ではない⁵⁵。また、現行法下では更生手続開始決定の取消し、更生手続廃止、更生計画不認可の決定がなされた場合には、その確定までの間、破産手続のための保全処分をすることができない（会更二五三条一項二号・三号）。それゆえ、滞納処分禁止期間の一年を経過した更生会社について更生手続廃止や更生計画の不認可決定がなされて確定するまでの間に滞納処分がなされてしまった場合には、牽連破産（会更二五二条等参照）における破産財団を大きく毀損してしまうことになる。したがって、租税債権に基づく滞納処分は、更生手続開始決定後二年あるいは更生計画認可決定までの期間は中止等の効力が存続するものとすべきであろう。さらに、更生手続においても租税債権には否認権が適用されないため（会更八七条三項）、この点も破産法と同様に見直す必要があると思われる。

(2) 労働債権

労働債権については、先に述べたとおり、倒産法上のプライオリティの修正というよりは、まずは労働者健康福祉機構による未払賃金立替払制度の見直しが必要不可欠であると思われる。見直すべき点は、機構が立替払いをした際に労働者から代位取得した労働債権の優先権行使の可否を明確に条文に規定することである。現在は、明文の根拠はないが当然に優先権を行使できると解されている。この見解に対しては、既に述べたとおり有力な否定説もあるが、裁判例もこれを認めている。⁵⁶ 優先権行使の可否を明文化することによって、最も影響を受けるのがその他の一般の倒産債権者である。機構の優先権行使を否定すると、機構が優先的に回収できなくなった立替払金は、財団に組み込まれてその他の一般の倒産債権者への弁済原資となる。逆に、現在のように優先権行使を肯定すると、立替払金は機構が回収し、その他の一般の倒産債権者へは分配されない。この代位弁済がなされたという偶然の事実に基づいて「棚ぼた」的に自分たちの弁済原資とする点は優先権行使の否定説に対する批判の一つとなっている。ただ、「棚ぼた」的弁済原資は、私見としては厳格に否定するべきではないと思っている。というのも、原則的に債権者平等原則が貫徹される手続開始決定時において、立替払者（代位弁済者）⁵⁷ が有していたのは一般の倒産債権たる求償権だったのであり、倒産債権者である以上、他の倒産債権者と同様に、その時点での債務者財産に基づいて、その時点での債権のプライオリティに従った弁済が受けられるに過ぎなかったからである。立替払者（代位弁済者）は後に財団債権等を代位取得することについては、倒産手続開始決定時にはまだ予測し得なかったのであり、その点において、倒産手続開始決定前から既に優先弁済を受けられる地位が明確に付与されている別除権とは大きく異なると思われる。しかし、先にも述べたとおり、優先権行使を否定してしまうと、その他の一般の倒産債権者への弁済原資が増殖することから、

倒産手続開始前の事業主による貸金未払いを助長させてしまうのではないかと懸念、加えて、事前に自らの意思で保証契約を締結し将来の代位弁済を覚悟していた保証人とは異なり、機構による未払貸金の立替えは、事前の保証契約も要せず要件さえ満たせば労働者の請求に応えなければならないこと、立替払いが必ずしも事業主が事前に負担していた労災保険料の範囲内で行われるわけではないこと等を鑑みると、機構による優先権行使は肯定すべきではないかと考えている。⁽⁵⁸⁾ したがって、結果としては現在の運用に修正はないのであるが、その旨を明確に規定する対応が早急に望まれる。⁽⁵⁹⁾

次に、これは破産法に限定されることではあるが、優先的破産債権部分の労働債権と租税債権の優劣関係について提案を行いたい。労働債権は、財団債権相互間の順位は手続費用等に次ぐとされるが（破一五二条二項）、優先的破産債権相互間の順位は実体法の順序によるため、租税債権に劣後することとされている（破九八条二項、税徴八条、民三〇八条）。これまで見てきたように、倒産手続における債権のプライオリティは、実体法上の優先権を尊重しながらも、各倒産手続の目的や要請に応じて修正がなされるべきである。財団債権内部のプライオリティは単純化されているにもかかわらず（破一五二条二項）、優先的破産債権内部のみ労働者保護の観点を考慮せず、実体法上のプライオリティをそのまま採用していることについては合理性が乏しいように思える。現に、更生手続では、優先的更生債権内部での順位分けはなされていない（会更一六八条一項）。したがって、優先的破産債権内部においても、現代における倒産手続の目的や要請に従ったプライオリティを定めるべきであり、そのような観点から考慮すると、優先的破産債権において労働債権を租税債権に劣後させることは相当ではなく、実体法上の順序に従うとの現行法を改正し、優先的破産債権に含まれる各債権はすべて同順位とするべきである。

(3) 商取引債権

商取引債権については、まず早急に民再八五条五項後半・会更四七条五項後半の文言と運用を改める必要がある。ただ、現行法の「早期に弁済をしなければ事業の継続に著しい支障を来す」の文言を修正したとしても、文言自体が抽象的な表現になっているため、やはり文言解釈に委ねざるを得なくなってしまうだろう。また、「少額」についても、債務者企業の規模に相違がある以上、ある金額を上限として「少額」の基準を設けることも合理的ではないように思える。ただ、やはり現行法に「少額」という文言がありながら、数億円ないしそれ以上の金額の商取引債権の弁済が許可されているのは明らかに妥当ではない。

そもそも、民再八五条五項後半・会更四七条五項後半が本来予定しているのは、「早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来す」債権を優先弁済することであり、これに該当する債権のみを弁済するべきなのである。同項は、決して商取引債権を一〇〇％優先弁済できるツールとして設けられたものではなかったはずである。この点について、日本航空など大型の更生事件においては、商取引債権者の数が膨大なことから、「事業の継続に著しい支障を来す」の判断について、個別の債権者ごとに検討するのではなく、商取引債権者を包括的に弁済許可の対象とすることも検討されてよいとの見解もある⁶⁰。確かに、大型の更生事件において手続開始直後の混乱期に、膨大な商取引債権者につき個別に判断していくことは実質不可能であろうし、事業価値の毀損も招いてしまう。しかし、そうだとしても、やはりそのような包括的な弁済許可を民再八五条五項後半や会更四七条五項後半に求めるのは現行法では難しく、包括許可を認める新たな法的措置を設けなければならないと考える。

包括許可の是非については改めて別稿にて検討を行うとし、以下では、現行法の「早期に弁済しなければ事業の継

続に著しい支障を来す」少額債権の弁済許可制度を前提としたうえで、優先弁済の範囲をより明確化できるような改正案をいくつか検討してみたい。

① 期間で区切る方法

まずは、優先弁済の範囲を期間で区切る方法である。これは二〇〇五年アメリカ連邦倒産法改正で新設された五〇三条(b)(9)に示唆を得ることができる。⁶¹⁾ 同条では、倒産手続申立て日より二〇日前までに納入された物品に対する代金請求権を一律共益債権とした。したがって、手続申立て日より二〇日前までに物品が債務者に納入されてさえいれば、当該商取引債権は共益債権として優先弁済されることになったのである。このような規定を設けることで、債務者は当該期間に生じた商取引債権については、「早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来す」ことを示す必要がなくなることになる。期間内に生じた商取引債権を機械的に優先弁済することができる点で非常に明確であり、かつ債権者側にとっても予測可能性を担保できることになろう。ただ、ではわが国ではどの程度の期間で区切るのかを決するのが困難である。というのも、日本における商取引の支払猶予期間は、アメリカに比して長期に及ぶことが多い、また業種によっても異なるため、すべての業種に妥当する期間の基準を設けることが容易ではないからである。⁶²⁾ しかし、期間で区切ることが困難であれば、例えば、直近の取引一回分の商取引債権を優先弁済するなどと回数で決することも可能であるように思われる。また、共益債権化するという点もさらなる検討を要する点である。確かに、共益債権として条文上のプライオリティを上げてしまうことが最も明確に商取引債権保護につながる方法であるが、共益債権となれば、必ず当該商取引債権を優先弁済しなければならなくなってしまう。特に再生手続を用いる債務者

等には、商取引債権を優先弁済する資産的余力がないものも多いため、一部とはいえ商取引債権を共益債権化してしまおうと、その弁済で逆に事業が継続できなくなってしまうおそれも生じてしまう。⁽⁶³⁾

② 債務の種類を明確にする方法

次に考えられるのは、優先弁済する債務の種類を明示する方法である。これは二〇一〇年に更生手続が開始された日本航空において活用された方法である。日本航空では、更生手続開始直後に、全額優先弁済する一四種類の取引債務を明示して公開した。⁽⁶⁴⁾ただ、日本航空は非常に社会に影響力の大きな更生事件であり、更生手続開始に伴う取引先の混乱や連鎖倒産等も考慮する必要があったことから、この一四種類の債務は、結果的には日本航空における商取引債権全てをカバーすることになった。すなわち、一四種類の債務の全額弁済は、日本航空における商取引債権一〇〇％保護を意味することとなり、実際に弁済された商取引債権の総額は更生計画によれば約二四五三億円となった。⁽⁶⁵⁾したがって、日本航空の事例は特異なケースとなろうが、このように優先弁済する商取引債権の種類を具体的に列挙して公開することで、債務者にとって「事業の継続に著しい支障を来す」債権の詳細が明示され、債権者側の予測可能性が担保されることになると思われる。

③ 負債総額との比率で区切る方法

さらに、負債総額との比率で区切る方法も考えられよう。上記日本航空の事例によれば、優先弁済された商取引債権約二四五三億円は、結果的には負債総額の約九・一％であった。なお、優先弁済の許可が出された更生手続開始決

定時点で想定されていた負債総額に対する弁済許可の対象となった商取引債権総額は約三〇%、最大商取引債権者の債権額は約二%であったようである。⁽⁶⁶⁾ このように、例えば、「優先弁済する各商取引債権の債権額は負債総額の一〇%以内であること、かつ、優先弁済する商取引債権の総額が負債総額の三〇%以内であること」などと基準を設けて優先弁済の範囲を機械的に区切ってしまうこともできよう。この方法が最も明快な基準であるように思われる。ただ、やはりその具体的基準の数値を決するのが困難であることは否めない。

④ 「早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来す」の要件を設定する方法

最後は、やはり現行法を維持したうえで、現在解釈が曖昧である「早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来す」場合の要件を具体的に設ける方法が考えられる。アメリカにおける商取引債権保護においては、二〇〇〇年以降から裁判例において商取引債権を保護するための要件が明示されるようになり、債務者が裁判所に弁済許可を求める際には、それらの要件の提示が求められている。⁽⁶⁷⁾ この要件の検討はこれまでも試みられてきたところであるが、⁽⁶⁸⁾ 明確な要件を定立し、かつそれを実際に示すことが非常に難しい。特に、「商取引債権を弁済することにより、結果的に商取引債権者以外の債権者に対する弁済率が向上する合理的な見込み」(弁済率の向上)を手続開始時点で数値的に厳密に示すことは事実上不可能である。⁽⁶⁹⁾ したがって、「早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来す」の要件を定立しても、結局は裁判所による運用に委ねることになってしまいそうである。

以上、いくつかの方法を提案してみたが、最善策はいまだ見出せていない状態ではある。優先弁済の要件定立や範

囲の明確化を厳格に行い過ぎると、今度はそれらに束縛されてかえって事業再生に支障を来してしまうことも考慮する必要がある。しかし、商取引債権を保護することでより迅速な事業再生を実現するという社会の要請が生じている以上、その要請に対応しきれない現行制度の修正が不可欠であることは間違いないであろう。

5、おわりに

倒産は時代と社会経済の変遷に非常に大きな影響を受けて生じる。それは、最近でいえば、サブプライム問題に端を発した二〇〇八年のリーマンショック・世界同時恐慌を見ても明らかであろう。そして、倒産手続も時代と社会の変遷に大きく左右されるものであり、その内容は常に時代や社会の要請に即した手続きでなければならない。本稿では、倒産手続の中でも、特に債権のプライオリティに焦点をあて、現代社会における理想的なプライオリティ体系を検討してみた。原則的には債権者平等原則が適用されるべき一般の倒産債権たる租税債権、労働債権、そして昨今迅速な事業再生のために非常に重視されてきた商取引債権、この三種の債権を他の倒産債権よりも優先的に扱う場合、そのプライオリティはいかに調整すればよいのか。各々の債権には倒産手続において高いプライオリティを要請される目的や根拠があり、それを軽視することはできない。しかし、債務者の財団や弁済原資にも限りがあり、すべてを同等に優先することも難しい。非常に難しい問題であったため、検討を行っても、あくまで自らが考える理想的なプライオリティ体系とそれを実現させるための現行倒産法の改正案を若干提案するにとどまってしまったが、今後、さらなる研鑽を積み、各倒産手続における理想的なプライオリティの模索に励んでゆきたいと思う。

- (1) 中田裕康「債権者平等の原則の意義―債権者の平等と債権の平等性―」法曹時報五四巻五号一二八三頁（二〇〇二年）。
 - (2) 中西正「債権の優先順位」ジュリ一二七三号七三頁（二〇〇四年）。
 - (3) 谷口安平『倒産処理法（第二版）』（筑摩書房、一九八〇年）一一頁。
 - (4) 本稿で対象とする商取引債権としては、まず、商人間の売買に基づく取引債権が挙げられる。商人間の売買とは、「原材料が製品化され、それが小売業者またはユーザーである商人の手に渡るまでの間、加工を加える製造業者または加工を加えず転売する卸売業者等の間で連鎖的に行われる売買である」（江頭憲治郎『商取引法第六版』（弘文堂二〇一〇年）一頁）。加えて、事業者間の売買に基づく取引債権、サービス等の提供に基づく取引債権等も本稿における商取引債権に含めることとする。
 - (5) 破九七条五項に掲げる請求権を除く（破一四八条一項三号第一かつこ書）。
 - (6) その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く（破一四八条一項三号第二かつこ書）。
- さらに、更生手続から破産手続への移行に際して租税等の請求権について更生手続上の包括的禁止命令や更生手続開始の効力として滞納処分をなさない期間は、財団債権となる一年間の算定から除外（会更二五四条五項、破一四八条一項三号）される（小川秀樹編著『一問一答新しい破産法』（商事法務、二〇〇四年）四二七頁）。
- (7) 中西正「租税債権の取扱い」ジュリ一一一五〇頁（一九九七年）。
 - (8) 破九八条二項に相当する条文は旧破産法にはなかったが、旧破産法下の解釈を明文化したものであると説明される（小川・前掲注（6）一四五頁）。
 - (9) 山本和彦ほか『倒産法概説』第二版（有斐閣、二〇一〇年）一〇二頁。
 - (10) 共益債権を徴収するための滞納処分は除く（会更二四二条二項かつこ書き）。
 - (11) 租税債権ついて、三年以下の期間の納税の猶予若しくは滞納処分による財産の換価の猶予の定めをする場合または一定の滞納税および延滞金の請求権についてその権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聴けば足りる（会更一六九条一項但し書）。

(12) 当該請求権の全額が破産債権であるとした場合に劣後的破産債権となるべき部分を除く(破一四九条二項第一かつこ書)。
(13) その総額が破産手続開始前三月間の給料の総額より少ない場合にあっては、破産手続開始前三月間の給料の総額(破一四九条二項第二かつこ書)。

(14) 更生手続から破産手続への移行の場合には、更生手続上労働債権は会更一三〇条により保護されていることから、特段の手当てはされていない(小川・前掲注(6)四一八頁)。

(15) 定期金の場合は、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額が共益債権となる(会更一三〇条三項)。

(16) 退職手当の請求権のうち、更生手続開始後の労働対価の後払いの性格を有するもの、更生手続開始決定後更生計画認可決定前に会社都合で退職した場合の請求権、更生手続開始後に新規に雇用され更生計画認可決定前に退職した場合の請求権は、いずれも会更一二七条二号により相応する全額が共益債権となり、会更一三〇条の対象からは除外される(会更一三〇条四項)(山本ほか・前掲注(9)一〇七頁参照)。

(17) 全国労働基準関係団体連合会「諸外国における未払賃金救済措置及び労働債権の優先順位に関する調査研究」(一九九九年)一二頁。

(18) 立替払いを受けるための要件は以下のとおりである(以下、全国労働基準関係団体連合会・前掲注(17)四頁参照)。

(1) 対象企業…労災保険の適用対象企業で、一年以上にわたって事業活動を行ってきた企業。

(2) 事業主の倒産…①法律上の倒産に該当する場合。あるいは、②事実上の倒産(事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについての労働基準監督署長の認定を受けた場合。)に該当した場合。ただし、事実上の倒産は中小企業事業主(資本金の額一億円以下又は労働者数が三〇〇人以下など)に限られる。

(3) 立替払の対象となる労働者…(1)の対象企業に労働者として雇用されてきて、企業の倒産に伴い、裁判所に対する破産等の申立日(法律上の倒産の場合)または労働基準監督署長に対する倒産の事実についての認定申請日(事実上の倒産の場合)の六ヶ月前の日から二年の間に当該企業を退職し、未払賃金が残っている人(ただし、未払賃金の総額が二万円未満の場合を除く)。また、家内労働者は該当しない。

(4) 立替払の対象となる賃金・退職日の六ヶ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している、未払の定期給与と退職金（ボーナスは含まれない）。

(5) 立替払の上限額・未払賃金の八割を限度とする。ただし、本人の退職日の年齢に応じて、未払賃金の限度額が決まっており、四五歳以上は一七〇万円、三〇歳以上四五歳未満は一三〇万円、三〇歳未満は七〇万円が限度である。

(19) 労働者健康福祉機構ホームページ上の「未払賃金立替制度の内容について」においても、労働者健康福祉機構が代位取得した賃金請求権と労働者の賃金請求権は、その性質において同一である旨述べられている。（<http://www.rofuku.go.jp/kirosyashien/miharai.html>、平成二十三年二月二日確認）。全国労働基準関係団体連合会・前掲注(17)六頁。

(20) 特に池田辰夫教授は、労働債権の生活保障機能を重視すれば、プライオリティは個別の労働者に一身専属的に帰属すると考えてこそうまく調和すると述べられ、労働者健康福祉機構の財政基盤の確立は、雇用保険を含む幅広い公的資金によって裏付けられるべきであるとする。そして、「現行法によって作出される、個別案件の一般債権者の犠牲において労働者健康福祉機構等が満足を受けるという現在の構図は、速やかに解消すべきではあるまいか。」として労働者健康福祉機構の優先権の承継を否定している。（池田辰夫「労働倒産法の成立と具体化」原井古稀『改革期の民事手続法』（法律文化社、二〇〇〇年）一頁、山本和彦「倒産企業従業員の生活保障」林屋古稀『倒産法大系』（弘文堂、二〇〇一年）九五頁等）。また、伊藤眞ほか「新破産法の基本構造と実務 第三回各種債権の優先順位」ジュリ一三二二号一〇七頁（二〇〇六年）においても、山本和彦教授は租税債権・労働債権の財団債権性は、それを請求している人の性質ないし公益性、あるいは社会的な要保護性に着目している部分もあるのではないかと述べ、未払賃金の立替払に基づく求償権が財団債権になることに對して疑問を呈している。そして、山本教授がこの疑問について詳細に検討を行ったものとして、山本和彦「労働債権の立替払いと財団債権」判タ一三二四号五頁（二〇一〇年）がある。

(21) 横浜地川崎支判平成二十三年四月二三日（金判一三四二号一四頁）。第三者たる私人が破産会社の従業員の給料を立替払した場合に、当該私人が代位取得した財団債権たる労働債権を行使することを認めた判例として、最三小判平成二十三年一月二二日。

(22) 本稿で主に検討する少額債権の弁済規定の活用(民再四七条五項)の他に、①中小企業者に対する弁済(民再四七条二項)、③弁済禁止の保全処分の一部解除(民再三〇条一項・二項)、③和解契約による弁済、④再生計画における弁済等が考えられる。

(23) 園尾隆司「小林秀之編『条解民事再生法第二版』(弘文堂、二〇〇七年)」「山本弘・山田明美」三六二頁。

(24) 具体的には、債権者平等を原則とする倒産手続の公正さを確保する見地から、要件の解釈は厳格になされるべきとの見解(園尾隆司「小林秀之・前掲注(23)三六三頁」と、要件については比較的緩やかに解し、「少額債権を弁済しなければ、事業継続に著しい支障を生じるけれども、これを弁済することによりかかる支障を除去でき、債務者の継続企業価値が維持できるか、もしくは、毀損の程度を縮小することができ、その維持できた事業価値が少額債権の弁済による負担額より大きく、弁済を受けなかった債権者も結果として恩恵を受けうるという経済合理性」(山本和彦ほか『Q&A民事再生法第二版』(有斐閣、二〇〇六年)「中井康之」一九一頁)が認められるならば、この規定による弁済を許可すべきという見解がある。

(25) 上田裕康「杉本純子」再建型倒産手続における商取引債権の優先的取扱い(銀法七一―四三頁(二〇一〇年)参照)。

(26) 腰塚和男ほか「事業再生ADRから会社更生への手続移行に際しての問題点と課題(1)」「(3)」NBL九五三号二一頁、同九五四号五二頁、同九五五号六八頁(二〇一一年)。

(27) 事業再生迅速化研究会第三PT「商取引債権の保護と事業再生の迅速化」NBL九二三号一四頁(二〇一〇年)。

(28) 事業再生迅速化研究会第三PT・前掲注(27)一六頁。

(29) 近藤隆司「各倒産手続と租税債権の処遇」『倒産処理法制の理論と実務(別冊金融・商事判例)』(経済法令研究会、二〇〇六年)一四六頁、中西・前掲注(7)一四九頁、佐藤英明「倒産手続における租税債権の扱い」ジュリ一二三二号一九一頁(二〇〇二年)、中西・前掲注(2)六八頁等。

(30) 明治六年九月岐阜県からの「金穀貸借滞ノ末身代限裁許申付候者、地租又は諸税之節、右租税ハ格別ノ儀ニ付完納為致、余リアラハ債主一同ヘ割賦可致候哉、又ハ租税ト雖トモ債主一般ノ割賦ニ相加、公私ニ拘不儀ニ候哉」との照会に対し、司法省は、「租税ノ未納ハ完納致サスヘキ事」と指示している(東京裁判所編『民事要録乙篇』(一八七五年)四八一頁〜四八二頁)。

文献的には、租税債権の優先権を示唆した最初の資料とされている（佐上武弘「租税優先権の沿革と外国制度」法時三三八号（一九五七年）四五頁脚注一参照）。

(31) この法令では、租税優先権を正面から規定してはいないが、徴収期限から三〇日を経過しても、なお国税を納付しない場合には、財産を公売するとし、公売代金の配当にあたっては、手続費用を除いてまず国税府県税民費の徴収に充てるとされており（租税不納処分規則四条）、これを実体法として再構成すれば、現国税徴収法八条にほかならないと言われる（但しこの当時は明治三〇年制定の旧国税徴収法二条一項）。また、当時の担保物権として、現在の質権または抵当権に相当する質入権または書入権があつたが、この規則では「質入書入ノ財産ニ未納税アルトキ其ノ債主ニ於テ弁済スヘシト申立テル者ハ、其ノ意ニ任セ公売ヲ行ハス」（同規則一条）とし、あたかも特定の担保権付債権に譲歩するかにみえて、実は「債主ニ其ノ未納税アル旨ヲ通知シ、之ヲ弁納セサルトキハ公売ヲ行フ儀」であるため、租税債権は、質入書入の時期のいかんを問わず、常に特定担保権にも優先していたとされる（佐上・前掲注(30)四三頁）。

(32) 明治三二年国税滞納処分法六条「滞納処分費国税ニ付テハ、他ノ債主ニ対シ先取権アルモノトス。但シ滞納シタル税金ノ納期限ヨリ一箇年前ニ質入書入ヲ為シタル財産ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」。

(33) 佐上・前掲注(30)四四頁。

(34) このような考え方は、公法学的には、租税法律関係を公法上の権力関係、すなわち、国民が国家の行使する課税権に服従する関係であるという「租税権力関係説」として分類される（金子宏『租税法（第一六版）』（弘文堂、二〇一一年）二六頁）。

(35) その代表的なものとしては、我妻栄『民法研究Ⅳ—2担保物権』（有斐閣、一九六七年）一二頁以下。

(36) 調査会審議の中では、徴税当局である大蔵省と法務省民事局との見解の対立があつた。大蔵省側は、租税債権の特質について、①共益費用性②優先控除性③無選択性④無対価性⑤公示性⑥特異性を主張した。一方で、民事局は調査会審議の当初から担保付私債権者に対する租税債権の優先そのものを激しく批判し、担保権の設定時期いかにかわらず租税債権の追及が担保目的物に及ぶことについて全面的に否定する立場をとった（調査会審議過程を詳しく記したものとして、廣木華代「債権者間の競合に関する一考察—租税債権と譲渡担保との競合を素材として—」<http://mitizane.l.chiba-u.jp/metadb/up/irwq10/>

Jinshaken-04QD1010.pdf (平成三十三年二月二日確認) 一六頁以下)。

- (37) 一連の改正経緯については、廣木・前掲注(36)二〇頁以下参照。
- (38) 以前は労働福祉事業団が実施していたが、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成一四年法律第一七一号)に基づいて労働者健康福祉機構が設立されてからは、機構が主体となって未払賃金とこれに要した費用の回収を行っている(同法一二条一項、労働者災害補償保険法二九条三項)。
- (39) 菊地好司「『賃金の支払の確保等に関する法律案』について」ジュリ六一号一〇三頁(一九七六年)。
- (40) 長谷部由紀子「弁済による代位(民法五〇一条)と倒産手続」学習院四六卷二号二四〇頁(二〇一一年)。
- (41) 長谷部・前掲注(40)二四一頁。
- (42) 大山和寿「各倒産手続と労働債権の処理」『倒産処理法制の理論と実務(別冊金融・商事判例)』(経済法令研究会、二〇〇六年)一四二頁。
- (43) 伊藤眞「財団債権(共益債権)の地位再考」金法一八九七号二四頁(二〇一〇年)。
- (44) 山本・前掲注(20)七頁。
- (45) 山本・前掲注(20)八頁。
- (46) 伊藤眞「新倒産法制一〇年の成果と課題―商取引債権保護の光と陰―」『新倒産法制一〇年を検証する事業再生実務の深化と課題』(きんざい、二〇一一年)二頁以下参照。杉本和士「再生手続における少額債権弁済許可制度に関する試論」事業再生研究機構編『民事再生の実務と理論』(商事法務、二〇一〇年)三八九頁以下参照。
- (47) 動産先取特権で保護される部分については、再生手続では別除権、更生手続では更生担保権となるが、実際には動産先取特権による債権回収は民事執行法上の制約等から困難を伴うことが多い(木村真也「更生手続下における動産先取特権の取扱について」銀法六七〇号五頁(二〇〇七年)参照)。
- (48) 難波幸一ほか「会社更生手続における調査命令を活用した商取引債権保護モデル(調査命令活用型)の提言に対する東京地裁民事第八部(商事部)の検討結果」NBL八九〇号四九頁(二〇〇八年)。

(49) 伊藤・前掲注(46)一八—一九頁。

(50) 東京地裁会社更生実務研究会編『会社更生の実務(上)』(きんざい、二〇〇五年)一七八頁〔鹿子木康〕。

(51) 小畑英一「再生債権をめぐる諸問題」事業再生研究機構編『民事再生の実務と理論』(商事法務、二〇一〇年)一二〇頁以下、菅野博之ほか「東京地裁におけるDIP型会社更生手続の運用」事業再生と債権管理一二七号二九頁(二〇一〇年)参照。

(52) 要件定立については、拙稿「事業再生とプライオリティ修正の試み—Critical Vendor Ordersにみる商取引債権優先化プロセスの透明性—」同法三三九号一五一頁(二〇〇八年)にて検討を試みている。さらに、事業再生迅速化研究会第三PT・前掲注(27)一四頁も参照。

(53) 小川・前掲注(6)一九一頁。

(54) 同様に、否認権適用の可能性を立法論的検討の余地があると指摘するものとして、伊藤真ほか『条解破産法』(弘文堂、二〇一〇年)一〇五〇頁参照。

(55) 現行法下では、更生手続下での滞納処分より租税債権の偏頗的な回収が行われ、その後更生手続が廃止されて破産手続に移行した場合においても、破産手続下では租税債権の執行に否認権は適用されないため(破一六三条三項)、偏頗的な回収を否認することができなくなり、さらに問題が大きいと言わなければならない。

(56) 横浜地川崎支判平成二二年四月二三日金判一三四二号一四頁。これは、破産手続開始決定後に、賃確法七条に基づいて労働者健康福祉機構が未払賃料を立替払いした場合に、当機構は財団債権たる労働債権を行使することが認められるのが争われた事例である。これに対し、裁判所は、弁済による代位において「原債権はその性質を保ったまま代位弁済者に移転すると解するのが相当であり、(略)本件代位債権も労働者の未払給料債権という性質は失わないものというべきである」とし、労働健康福祉機構による賃金の立替え払いは、法律上義務付けられているものであるから、「事業者の信用不安に関するリスク回避を講じることは予定されておらず」、未払賃金を早期に支払うという意味で労働者保護の目的に合致しているものといえるとした。また、当機構が立替払いにより取得する求償権は、破産法一四八条一項五号による倒産手続開始後の事務管理又は

不当利得に基づく請求権として財団債権といえ、代位債権たる労働債権の行使が求償権の性質による制約を受けることはない
と述べた。

(57) 事業主は、倒産手続開始前から機構に対して労災保険料を負担していることから（労働保険徴収法三二条四項）、倒産手続開始前に機構と労働者が保証契約を締結していなくとも、機構と事業主との間には、将来のものとしての求償関係が存在するとされている（長谷部・前掲注(40)二四一頁）。

(58) 拙稿「優先権の代位と倒産手続―日米の比較による一考察―」同法三二〇号二二四頁（二〇〇七年）参照。

(59) イギリスの未払賃金立替払制度においては、国（通算大臣）が立替払いを行った限度において、被用者の使用者に対する賃金債権について求償権を取得し、その際には、当該被用者の賃金債権に与えられる弁済の優先権も当然に通算大臣に移ることが明文化されている（雇用権法一八九条二項(a)号）（全国労働基準関係団体連合会・前掲注(17)六一頁）。

(60) 腰塚和男ほか「事業再生ADRから会社更生への手続移行に際しての問題点と課題(2)」NBL九五四号五三頁（二〇一一年）。

(61) アメリカにおける商取引債権保護の経緯と二〇〇五年改正については、拙稿・前掲注(52)一五一頁参照。

(62) 通常、アメリカにおける支払猶予期間は一五〜三〇日であることが多いが、日本では二〜三ヶ月に及ぶ場合がある。

(63) 現に、アメリカでは五〇六条(b)(9)の新設に伴い、倒産手続開始直後に本条に該当する商取引債権を弁済するための費用が莫大に要するようになったといわれている。

(64) 内容については、http://www.jal.com/ja/other/info2010_0119.html（二〇一一年九月二六日確認）を参照。

(65) 腰塚ほか・前掲注(60)五四頁。

(66) 山本和彦「日本における本格的な事前調整型会社更生手続の幕開きへ」事業再生と債権管理一二八号六頁（二〇一〇年）。

(67) 拙稿・前掲注(52)一六八頁以下（二〇〇八年）。

(68) 拙稿・前掲注(52)一九七頁以下（二〇〇八年）、事業再生迅速化研究会第三PT・前掲注(27)一六頁以下参照。

(69) 事業再生迅速化研究会第三PT・前掲注(27)一六頁。